

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>（禁止行為）</p> <p>第百十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十八（略）</p> <p>二十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引（次に掲げる取引をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号及び第十六項から第十八項までにおいて同じ。）に係る契約を締結する時において顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として有価証券関連店頭デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）に限る。以下この号、次号及び第十六項から第十九項までにおいて同じ。）が証拠金等預託先（金融商品取引業者等又は金融商品取引清算機関（外国におけるこれに相当するものを含む。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）に預託した証拠金等（委託証拠金その他の保証金をいう。同号</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第百十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十八（略）</p> <p>二十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引（次に掲げる取引をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号、第十六項及び第十八項において同じ。）に係る契約を締結する時において顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として有価証券関連店頭デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）に限る。以下この号、次号及び第十六項から第十九項までにおいて同じ。）が証拠金等預託先（金融商品取引業者等又は金融商品取引清算機関（外国におけるこれに相当するものを含む。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）に預託した証拠金等（委託証拠金その他の保証金をいう。同号及び第</p>

及び第十三項から第十五項までにおいて同じ。）の額に当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（同号及び第十六項において「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足する場合には、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

イハ（略）

二 法第二十八条第八項第四号二に掲げる取引

三十 三十四（略）

2 6（略）

7 第一項第二十七号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額をいう。ただし、当該各号の通貨関連デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

一 顧客が行おうとする通貨関連デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該通貨関連デリバティブ取引の額（当該通貨関連デリバティブ取引が次に掲げる取引である場合にあっては、零。次項第一号において同じ。）

十三項から第十五項までにおいて同じ。）の額に当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（同号及び第十六項において「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足する場合には、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

イハ（略）

（新設）

三十 三十四（略）

2 6（略）

7 第一項第二十七号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額をいう。

一 当該額を、顧客が行おうとする通貨関連デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該通貨関連デリバティブ取引の額（当該通貨関連デリバティブ取引が次に掲げる取引である場合にあっては、零。次項第一号において同じ。）

イ (略)

ロ 法第二十条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引(顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。)

ハ (略)

二 顧客が行おうとする通貨関連デリバティブ取引と当該通貨関連デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの通貨関連デリバティブ取引の額の合計額から前号イからハまでに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

8 第一項第二十八号及び第六項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額(これらの額が当該各号の通貨関連デリバティブ取引に関し顧客が負担する債務の履行に必要な金銭の額を超える場合にあつては、当該金銭の額)をいう。ただし、当該各号の通貨関連デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払つこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

一 顧客が行う各通貨関連デリバティブ取引ごとに算出する場合
当該各通貨関連デリバティブ取引の額

二 複数の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合
当該複数の通貨関連デリバティブ取引の額の合計額から前項

イ (略)

ロ 法第二十条第二十二項第三号に掲げる取引(顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。)

ハ (略)

二 当該額を、顧客が行おうとする通貨関連デリバティブ取引と当該通貨関連デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの通貨関連デリバティブ取引の額の合計額から前号イからハまでに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

8 第一項第二十八号及び第六項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の四を乗じて得た額又は当該額に外国為替相場の変動を適切に反映させた額(これらの額が当該各号の通貨関連デリバティブ取引に関し顧客が負担する債務の履行に必要な金銭の額を超える場合にあつては、当該金銭の額)をいう。

一 当該額を、顧客が行う各通貨関連デリバティブ取引ごとに算出する場合
当該各通貨関連デリバティブ取引の額

二 当該額を、複数の通貨関連デリバティブ取引について一括して算出する場合
当該複数の通貨関連デリバティブ取引の額の合計

第一号イから八までに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

9 (略)

10 前三項の「通貨関連デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 次に掲げる通貨関連デリバティブ取引以外の通貨関連デリバティブ取引 当該通貨関連デリバティブ取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

イ (略)

ロ 法第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引

ハ (略)

二 次に掲げる通貨関連デリバティブ取引 次に掲げる当該通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、それぞれ次に定める取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

イ (略)

ロ 法第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引 同項第三号又は第四号に規定する権利を行使することにより成立する同項第三号イ若しくはロに掲げる取引又は同項第四号に規定する取引

ハ (略)

11
16 (略)

額から前項第一号イから八までに掲げる取引に係る通貨関連デリバティブ取引の額を減じて得た額

9 (略)

10 前三項の「通貨関連デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 次に掲げる通貨関連デリバティブ取引以外の通貨関連デリバティブ取引 当該通貨関連デリバティブ取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

イ (略)

ロ 法第二十二項第三号に掲げる取引

ハ (略)

二 次に掲げる通貨関連デリバティブ取引 次に掲げる当該通貨関連デリバティブ取引の区分に応じ、それぞれ次に定める取引に係る通貨の価格又は金融指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

イ (略)

ロ 法第二十二項第三号に掲げる取引 同号に規定する権利を行使することにより成立する同号イ又はロに掲げる取引

ハ (略)

11
16 (略)

17

第一項第二十九号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。ただし、当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するとき、当該金銭の額をいう。

一 顧客が行おうとする個別株関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該個別株関連店頭デリバティブ取引の額（当該個別株関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあつては、零。次項第一号において同じ。）に百分の二十を乗じて得た額

二 顧客が行おうとする株価指数関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該株価指数関連店頭デリバティブ取引の額（当該株価指数関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあつては、零。次項第二号において同じ。）に百分の十を乗じて得た額

三 顧客が行おうとする債券関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該債券関連店頭デリバティブ取引の額（当該債券関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあつては、零。次項第三号にお

17

第一項第二十九号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 当該額を、顧客が行おうとする個別株関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該個別株関連店頭デリバティブ取引の額（当該個別株関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあつては、零。次項第一号において同じ。）に百分の二十を乗じて得た額

二 当該額を、顧客が行おうとする株価指数関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該株価指数関連店頭デリバティブ取引の額（当該株価指数関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあつては、零。次項第二号において同じ。）に百分の十を乗じて得た額

三 当該額を、顧客が行おうとする債券関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該債券関連店頭デリバティブ取引の額（当該債券関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあつては、零。次項第三号

いて同じ。) に百分の二を乗じて得た額

四 顧客が行おうとするその他有価証券関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額(当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引(顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。)である場合にあつては、零。次項第四号において同じ。) に百分の二十を乗じて得た額

五 顧客が行おうとする個別株関連店頭デリバティブ取引と当該個別株関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の個別株関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの個別株関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引(顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。) に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

六 顧客が行おうとする株価指数関連店頭デリバティブ取引と当該株価指数関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の株価指数関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの株価指数関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引(顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。) に係る株価指数関連店頭デリバティブ取引の額を減じて

において同じ。) に百分の二を乗じて得た額

四 当該額を、顧客が行おうとするその他有価証券関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額(当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引(顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。)である場合にあつては、零。次項第四号において同じ。) に百分の二十を乗じて得た額

五 当該額を、顧客が行おうとする個別株関連店頭デリバティブ取引と当該個別株関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の個別株関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの個別株関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引(顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。) に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

六 当該額を、顧客が行おうとする株価指数関連店頭デリバティブ取引と当該株価指数関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の株価指数関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの株価指数関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引(顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。) に係る株価指数関連店頭デリバティブ取引の額を減じて

得た額に百分の十を乗じて得た額

七 顧客が行おうとする債券関連店頭デリバティブ取引と当該債券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他の債券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの債券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る債券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二を乗じて得た額

八 顧客が行おうとするその他有価証券関連店頭デリバティブ取引と当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらのその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係るその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

18 第一項第三十号及び第十六項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引に関し顧客が負担する債務の履行に必要な金銭の額を超える場合にあつては、当該金銭の額）をいう。ただし、当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引

じて得た額に百分の十を乗じて得た額

七 当該額を、顧客が行おうとする債券関連店頭デリバティブ取引と当該債券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他の債券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらの債券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る債券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二を乗じて得た額

八 当該額を、顧客が行おうとするその他有価証券関連店頭デリバティブ取引と当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 これらのその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係るその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

18 第一項第三十号及び第十六項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引に関し顧客が負担する債務の履行に必要な金銭の額を超える場合にあつては、当該金銭の額）をいう。

がこれらの取引に係るオプションが行使された場合に顧客が一定額の金銭を支払うこととなるものである場合において、当該取引について算出するときは、当該金銭の額をいう。

- 一 顧客が行う各個別株関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各個別株関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二十を乗じて得た額
- 二 顧客が行う各株価指数関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各株価指数関連店頭デリバティブ取引の額に百分の十を乗じて得た額
- 三 顧客が行う各債券関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各債券関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二を乗じて得た額
- 四 顧客が行う各その他有価証券関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二十を乗じて得た額
- 五 複数の個別株関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の個別株関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額
- 六 複数の株価指数関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の株価指数関連店頭デリバティブ取引の額

- 一 当該額を、顧客が行う各個別株関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各個別株関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二十を乗じて得た額

- 二 当該額を、顧客が行う各株価指数関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各株価指数関連店頭デリバティブ取引の額に百分の十を乗じて得た額

- 三 当該額を、顧客が行う各債券関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各債券関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二を乗じて得た額

- 四 当該額を、顧客が行う各その他有価証券関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二十を乗じて得た額

- 五 当該額を、複数の個別株関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の個別株関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

- 六 当該額を、複数の株価指数関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の株価指数関連店頭デリバティブ

の合計額から法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る株価指数関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の十を乗じて得た額

七 複数の債券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の債券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る債券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二を乗じて得た額

八 複数のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係るその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

19
(略)

20 前三項の「個別株関連店頭デリバティブ取引の額」、「株価指数関連店頭デリバティブ取引の額」、「債券関連店頭デリバティブ取引の額」又は「その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に

ブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る株価指数関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の十を乗じて得た額

七 当該額を、複数の債券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の債券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る債券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二を乗じて得た額

八 当該額を、複数のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係るその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

19
(略)

20 前三項の「個別株関連店頭デリバティブ取引の額」、「株価指数関連店頭デリバティブ取引の額」、「債券関連店頭デリバティブ取引の額」又は「その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に

定める額をいう。

一 法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引以外の個別株
関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引
、債券関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デ
リバティブ取引 当該個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指
数関連店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又
はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券の価
格又は有価証券指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得
た額

二 法第二十八条第八項第四号八又は二に掲げる取引 同号八又は
二に規定する権利を行使することにより成立する同号八(1)若しく
は(2)に掲げる取引又は同号二に規定する取引に係る有価証券の価
格又は有価証券指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得
た額

21・22 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる
おそれがあるもの)

第百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は
、次に掲げる状況とする。

一 二十一の三 (略)

二十一の四 特定店頭オプション取引について、次に掲げる措置を
講じていないと認められる状況

定める額をいう。

一 法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引以外の個別株関連店
頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引、債券
関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デリバテ
ィブ取引 当該個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連
店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又はその
他有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券の価格又は
有価証券指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

二 法第二十八条第八項第四号八に掲げる取引 同号八に規定する
権利を行使することにより成立する同号八(1)又は(2)に掲げる取引
に係る有価証券の価格又は有価証券指標の数値にその取引の件数
又は数量を乗じて得た額

21・22 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる
おそれがあるもの)

第百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は
、次に掲げる状況とする。

一 二十一の三 (略)

(新設)

イ 特定店頭オプション取引に係る契約を締結しようとするときに、あらかじめ、顧客（個人（金融商品取引法第一条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ①に掲げる要件に該当する業務執行組合員等）同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。イにおいて同じ。）が業務執行組合員等として特定店頭オプション取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）に限る。ロにおいて同じ。）に対し、当該特定店頭オプション取引に係る権利行使価格（一定の方法により定められるものにあつては、その算定方法）を提示すること。

ロ 特定店頭オプション取引の取引期間及び期限を、顧客が、当該取引期間を通じて、権利行使期間、権利行使価格及び金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の実勢条件に基づき公正な方法により算出された対価の額で、かつ、金融商品の価値等の分析に基づき投資判断に基づいて、オプションの取得及び付与その他の取引を行うために必要かつ適切なものとすること。

二十二丁二十九（略）

2（略）

3 第一項第二十一号の二の「通貨関連市場デリバティブ取引」とは、通貨を対象とする市場デリバティブ取引であつて、法第二条第二十一項第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同

二十二丁二十九（略）

2（略）

3 第一項第二十一号の二の「通貨関連市場デリバティブ取引」とは、通貨を対象とする市場デリバティブ取引であつて、法第二条第二十一項第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同

号イに掲げる取引又は同号ロに掲げる取引（同項第一号若しくは第二号に掲げる取引に係るもの又は同号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係るものに限る。）であるものに限る。）をいう。

4 第一項第二十一号の二の「通貨関連店頭デリバティブ取引」とは、通貨を対象とする店頭デリバティブ取引であつて、法第二条第二十二項第一号若しくは第二号に掲げる取引、同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第一号、第二号又は第三号イに掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引をいう。

5 (略)

6 第一項第二十一号の四の「特定店頭オプション取引」とは、店頭デリバティブ取引であつて、法第二条第二十二項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第二号に掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引のうち、これらの取引に係るオプションが行使された場合に一定額の金銭を授受することとなるものをいう。

(金銭の区分管理)

第四百三十二条 (略)

2 前項の金銭には、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引又は第一百六条第一項第五号イに掲げる取引に該当するものを除く。第一百四十四条第三項において同じ。）に関し、顧客が担保に供した金

号イに掲げる取引又は同号ロに掲げる取引（同項第一号又は第二号に掲げる取引に係るものに限る。）であるものに限る。）をいう。

4 第一項第二十一号の二の「通貨関連店頭デリバティブ取引」とは、通貨を対象とする店頭デリバティブ取引であつて、法第二条第二十二項第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第一号、第二号又は第三号イに掲げる取引であるものに限る。）をいう。

5 (略)
(新設)

(金銭の区分管理)

第四百三十二条 (略)

2 前項の金銭には、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引に該当するものを除く。第一百四十四条第三項において同じ。）に関し、顧客が担保に供した金銭を含まないものとする。

銭を含まないものとする。

3 第一項第一号の「通貨関連デリバティブ取引等」とは、次に掲げる行為をいう。

一～三 (略)

(金銭及び金融商品の価額に相当する財産の管理)

第百四十五条 (略)

2 前項の財産及び同項各号に掲げるものには、第百四十二条第二項に規定する顧客が担保に供した金銭及び前条第三項に規定する契約により金融商品取引業者等が消費できる有価証券等を含まないものとする。

3 第一項各号の「通貨関連デリバティブ取引等」とは、次に掲げる行為をいう。

一～三 (略)

(金銭及び金融商品の価額に相当する財産の管理)

第百四十五条 (略)

2 前項の財産及び同項各号に掲げるものには、第百四十二条第三項に規定する顧客が担保に供した金銭及び前条第三項に規定する契約により金融商品取引業者等が消費できる有価証券等を含まないものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十五年八月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に次の各号に掲げる取引につき業務を行っている金融商品取引業者等（金融商品取引法（以下「法」という。）第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次条において同じ。）については、この府令の施行の日（同条において「施行日」という。）から起算して四月を経過する日までの間は、当該各号に定める規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新令」という。）第一百七十七条第一項第二十九号
八又は二に掲げる取引 同号並びに同条第十七項、第十八項及び第二十項

二 新令第二百二十三条第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第三号に掲げる取引に該当するものに限り、これに類似する新令第二百二十三条第五項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第四項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引（法第二条第二

十二項第三号又は第四号に掲げる取引に該当するものに限る。) 新令第一百七十七条第七項、第八項及び

第十項並びに第二百二十三条第三項及び第四項

三 店頭デリバティブ取引（新令第一百六条第一項第五号イに掲げる取引に該当するものに限る。） 新

令第四百四十三条第二項

第三条 この府令の施行の際現に新令第二百二十三条第六項に規定する特定店頭オプション取引につき業務を行っている金融商品取引業者等については、施行日から起算して四月を経過する日までの間は、同条第一

項第二十一号の四の規定は、適用しない。

第四条 この府令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。